



『就学援助』の制度をご存じですか？

『就学援助』制度では
経済的な理由により、学用品代などの支払いに
お困りの世帯に対して
学用品費・給食費・入学準備金などの
支援を行っています！



1 申請方法・受付期間

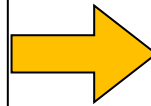
裏面「3 就学援助の申請要件」に該当する世帯は、下記いずれかの方法で申請してください。

① オンライン申請

24時間受付可能！

オンライン申請はこちら！

右のQRコードを読み取り
または「福岡市 ネットで手続き」で検索
※受付期間 令和6年3月1日(金)10:00
～令和6年5月31日(金)
(注※)オンライン申請には一部例外があります。
詳しくは福岡市HPをご覧ください。



② 窓口申請

小学校、中学校にお子さまがいる場合はいずれかの学校で申請してください。

お子さまの通学先	申請の場所	受付期間
市立の小中学校通学予定	4月から通学予定の小中学校事務室 または 教育委員会教育支援課(市役所11階)	令和6年3月1日(金)
国・県立の小中学校通学予定	教育委員会教育支援課(市役所11階)	から
・私立学校、特別支援学校通学予定 ・R6年3月末以前に市外転出	支給対象外	令和6年5月31日(金) (注※)
生活保護受給中	申請不要 ※保護費より就学援助相当額が支給されます	

(注※) この期間に申請できなかった世帯は随時受付しますが、申請月と申請要件により支給開始月が異なります。支給開始月により、入学準備金等の一部支給費目が対象外となることがありますのでご了承ください。

2 申請に必要な書類

- ①裏面「3 就学援助の認定要件」別の証明書類
- ②申請書(学校で配布 または 福岡市HP からダウンロード可能)
- ③通帳もしくはキャッシュカード

※前年度から継続して申請する世帯で、前年度と同じ口座を使用する場合は不要です。

【裏面あり】

3 就学援助の認定要件

次の①～⑦の要件のいずれかひとつに該当すれば、就学援助を受けることができます。

要件	申請に必要な証明書類																														
① 生活保護の廃止・停止を受けたが、なお経済的に困っている方	生活保護 廃止・廃止決定通知書																														
② 市・県民税が非課税であるか、又は減免の適用を受けている方	原則として不要 ※課税基準日(注1)時点で福岡市に住民票のある方のみ(注2、3)																														
③ 国民年金又は国民健康保険の保険料の全額減免を受けている方	国民年金保険料 免除申請承認通知書 又は 国民健康保険料 減免承認決定通知書 等 (申請時に全額の減免を受けていること)																														
④ 職業安定所登録の日雇い労働者の方、又は生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている方	日雇労働被保険者手帳 又は 生活福祉資金貸付決定通知書 等																														
⑤ ひとり親家庭等で児童扶養手当を受けている方 (注:児童手当、特別児童扶養手当とは異なります)	原則として不要 ※申請書に、児童扶養手当証書に記載されている「支給開始年月」の記入が必要です。 ※区域外就学等で福岡市外に居住されている方で、児童扶養手当を受けられている方は居住地で発行される児童扶養手当証書のご提示をお願いします。																														
市民税所得割額と県民税所得割額の合算が、下表「16歳未満のお子さまの人数および基準額」に示す基準額以下である方	原則として不要 ※課税基準日(注1)時点で福岡市に住民票のある方のみ(注2、3) (注1)課税基準日は、令和5年度…令和5年1月1日、令和6年度…令和6年1月1日 です。 (注2)課税基準日に福岡市に住民票がない場合は、市県民税を証明する書類(課税所得証明書)の提出が必要です。 (注3)収入があるが、税の申告が済んでいない場合(給与所得のみで年末調整されている方を除く)は、就学援助申請を行う前に税務署または各区役所で申告を行ってください。 (注4)令和6年度については、 定額減税前の税額にて審査をいたします。																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">申請時期</th> <th rowspan="2">税証明の年度</th> <th colspan="6">16歳未満のお子さまの人数および基準額</th> </tr> <tr> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th>6人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3/1(金)～5/31(金)</td> <td>令和5年度</td> <td>99,800^円</td> <td>135,300^円</td> <td>170,800^円</td> <td>208,800^円</td> <td>244,300^円</td> <td>279,800^円</td> </tr> <tr> <td>6/1(土)以降</td> <td>令和6年度</td> <td>99,600^円</td> <td>135,100^円</td> <td>170,600^円</td> <td>208,500^円</td> <td>244,000^円</td> <td>279,500^円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【16歳未満のお子さまの人数】 令和5年度…平成19年1月2日～令和5年1月1日までに生まれたお子さまの人数 令和6年度…平成20年1月2日～令和6年1月1日までに生まれたお子さまの人数</p>	申請時期	税証明の年度	16歳未満のお子さまの人数および基準額						1人	2人	3人	4人	5人	6人	3/1(金)～5/31(金)	令和5年度	99,800 ^円	135,300 ^円	170,800 ^円	208,800 ^円	244,300 ^円	279,800 ^円	6/1(土)以降	令和6年度	99,600 ^円	135,100 ^円	170,600 ^円	208,500 ^円	244,000 ^円	279,500 ^円	
申請時期			税証明の年度	16歳未満のお子さまの人数および基準額																											
	1人	2人		3人	4人	5人	6人																								
3/1(金)～5/31(金)	令和5年度	99,800 ^円	135,300 ^円	170,800 ^円	208,800 ^円	244,300 ^円	279,800 ^円																								
6/1(土)以降	令和6年度	99,600 ^円	135,100 ^円	170,600 ^円	208,500 ^円	244,000 ^円	279,500 ^円																								
⑦ 上記の①～⑥には該当しないが、特別な事情により前年に比べて収入が減少し、認定基準以下と認められる方	令和6年度市・県民税を証明する書類 及び 収入が減少していることがわかる書類 等 (詳細は教育委員会教育支援課へご確認ください)																														

※ 証明書類は、原則として保護者である父母2名分が必要です(ひとり親家庭等の場合を除く)。お子さまを父母以外の方が扶養している場合、その方の証明書類も必要です。

※ 証明書類の取得に時間を要する場合は、4月から通学予定の小・中学校 または 教育支援課までお早めにご相談ください。

4 主な支給費目

	小学校		中学校		備考
	学年	金額	学年	金額	
給食費	全学年		全学年		請求、口座からの引落はありません。
学用品費等	1年生	13,230円	1年生	25,040円	各学期末の3回に分けて支給します。 (左記は、4月から認定されている世帯の金額)
	2～6年生	15,500円	2、3年生	27,310円	
入学準備金	1年生	57,060円	1年生	63,000円	4月から認定されている世帯のみ対象です。
オンライン学習通信費	全学年	14,000円	全学年	14,000円	左記は、お子さまの人数に関わらず 1世帯あたり の金額です。各学期末の3回に分けて支給します。 (左記は、4月から認定されている世帯の金額) ※学校からWi-Fiルータの貸出を受けた世帯は貸出月の翌日以降は 支給対象外 となります。

※お子さまの通学する学校、学年により支給項目が異なります。また金額は変更する場合があります。詳しくは、福岡市HPを確認してください。

5 申請にあたっての注意点

- ・就学援助の申請は毎年度必要です。
- ・令和6年4月に小・中学校に入学予定のお子さまをもつ世帯で、令和6年1月に申請し「認定」となった世帯は申請不要です。(審査結果は3月中旬送付)

詳細は福岡市 HP をご覧ください。
右のQRコードを読み取りまたは「福岡市 就学援助」で検索



【問い合わせ先】

4月から通学予定の小・中学校
または 教育委員会教育支援課
(TEL: 092-711-4693)